

ご家族登録制度利用規程

2023年4月1日施行

本規程は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下、「会社」といいます）が運営・提供するご家族登録制度（以下、「本サービス」といいます）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条（用語の定義）

1. 次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。
 - (1) 会社の保険契約における保険契約者
 - (2) 年金支払開始後の年金受取人
 - (3) 保険金等が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が分割して支払われている場合のその受取人
 - (4) その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者
2. 保険契約者等以外の方の連絡先として、保険契約者等が登録した者を「登録されたご家族」といいます。
3. 本サービス対象者の登録を行った保険契約者等を「登録済契約者」といいます。
4. 保険契約者等が第1項第2号に該当する者である場合は、本規程にある保険契約を「年金支払開始後契約」と読み替えます。

第2条（サービス概要）

1. 本サービスは、保険契約者等のうち、会社の認めたお客様を対象とします。

ただし、企業・団体向け商品等のみにご加入の保険契約者等は本サービスの対象ではありません。
2. 会社は、登録されたご家族に対して、以下の場合に連絡することがあります。
 - (1) 大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認等において登録済契約者と直接の連絡がとれず、登録済契約者および被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
 - (2) 以下の手続きにおいて、会社が知った最終の登録済契約者の住所および通信先を用いても登録済契約者および被保険者との連絡がとれず現況確認が必要な場合
 - ① 年金の支払い
 - ② 生存給付金の支払い
 - ③ 据置年金の支払い
 - ④ 保険金等の分割支払い
 - ⑤ その他会社が必要と認めた手続き
3. 会社は、登録済契約者の権利行使を補助するために必要な場合に、登録されたご家族に対し、登録済契約者の以下の項目を開示します。
 - (1) 保険契約の特定に必要な項目
 - (2) 保険契約の内容に関する項目
 - (3) その他会社が必要と認めた項目

第3条（家族情報の登録）

1. 保険契約者等は、会社の定めるところにより、保険契約ごとに登録されたご家族（日本国内に住所を有する者に限る）を原則以下（1）から（4）のいずれかに該当する者から1名登録することができます。

- （1）保険契約者等の戸籍上の配偶者
- （2）保険契約者等の直系血族
- （3）保険契約者等の兄弟姉妹
- （4）保険契約者等と同居または生計を一にしている3親等内の親族

なお、会社が認めた場合はその他（5）から（8）の範囲から登録することができます。

- （5）保険契約者等と同居、または生計を一にしている者
- （6）保険契約者等の財産管理を行っている者
- （7）死亡保険金受取人等の受取人または継続年金受取人
- （8）その他上記（5）から（7）に掲げる者と同等の関係にある者

2. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、第4項2号に定める情報を正確に登録することを要します。

3. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、保険契約者等の連絡先等の個人情報を登録されたご家族が会社に開示することについて同意することを要します。

4. 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、以下の事項について、登録されたご家族として登録する者の同意を得ることを要します。

（1）本サービスを利用すること

（2）以下の情報を「登録されたご家族に関する情報」とし、これを会社へ開示・登録すること

①氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④（保険契約者等との）続柄 ⑤ 住所 ⑥ 電話番号

（3）会社より連絡を行う場合があること

5. 保険契約者等は、契約単位（証券番号・年金証書番号）で登録されたご家族を登録するものとします。

第4条（家族情報の変更）

1. 登録済契約者は、登録されたご家族に関する情報に変更があった場合は、登録されたご家族の同意を得たうえで、直ちに会社に通知することを要します。

2. 登録されたご家族に関する情報の変更は、登録されたご家族本人から直接会社に通知があった場合、会社は変更があったものとして取扱います。

第5条（家族情報の削除）

1. 登録済契約者は、登録されたご家族が登録情報の削除を希望する場合は、会社に本サービスの停止を申し出ることを要します。

2. 会社は、登録されたご家族から登録の削除申出があった場合は、当該情報を削除することがあります。

3. 登録されたご家族が第3条第1項に該当しなくなった場合は、登録済契約者は直ちに会社に本サービスの停止を申し出ることを要します。

第6条（家族連絡サービス対象者の変更）

登録済契約者は第3条第1項に定める範囲内で、登録されたご家族を変更することができます。

第7条（保険契約者代理特約を付加されている場合の特則）

保険契約者代理特約が付加されている場合、次の各号のとおり取扱います。

- (1) 本サービスの停止を申し出る場合、保険契約者等は保険契約者代理特約を解約することを要します。
- (2) 登録家族は、保険契約者代理特約の保険契約者代理人と同一人であることを要します。
- (3) 次条（利用期間）第1項2号に該当したことにより会社が本サービスの提供を停止した場合、登録家族と同一人である保険契約者代理人は、保険契約者代理特約に定める代理対象手続きを行うことができません。この場合、保険契約者代理特約は消滅したものと取扱います。

第8条（利用期間）

1. 本サービスは、保険契約者等が所定の手続きにより会社へ登録されたご家族を登録した時点から開始します。

会社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの提供を停止します。

- (1) 登録済契約者が会社所定の手続きにより、本サービスの利用の停止を申し出たとき
 - (2) 登録済契約者または登録されたご家族が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (3) 登録されたご家族が登録されている保険契約について、以下のいずれかにより登録済契約者の情報が消滅したとき
 - ① 解約・死亡保険金支払等により保険契約が消滅したとき
 - ② 登録済契約者と年金受取人が異なる場合で年金の受取りが開始したとき
 - ③ 登録済契約者が、保険契約者等の変更を行ったとき
 - (4) 登録されたご家族から登録情報削除の申出があり、登録情報を削除したとき
 - (5) その他会社が必要と認めたとき
2. 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、または第6条の規定により登録済契約者が登録されたご家族を変更した場合、登録済契約者から登録されたご家族へ連絡するものとし、会社は既に登録されていた登録されたご家族に登録が取消された旨を通知しません。
3. 第1項の規定により本サービスの利用を停止した場合でも、登録されていた登録されたご家族の情報を第2条第2項第1号の場合や、保険契約者等および被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において使用することがあります。

第9条（保険契約に関する手続き）

登録されたご家族は登録済契約者からの依頼により各種請求書類の取り寄せができます。

ただし、登録されたご家族による保険契約に関する手続きについては、取扱いできません。手続きが必要な場合は、保険契約者等ご本人様によるお手続きとなります。

第 10 条（本サービスの中断および停止）

1. 会社は、次の場合には、事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該施設等に障害が発生した場合
 - (2) 天災・災害その他やむを得ない事由により本サービスの提供ができない場合
 - (3) その他、会社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合
2. 登録済契約者は、会社が交付した通知または書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに会社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの停止措置を講じます。

第 11 条（会社の免責）

保険契約者等が第 3 条の規定に反したときは、そのために生じた保険契約者等および登録されたご家族にかかる損害については、会社は責任を負いません。

第 12 条（情報の利用）

会社は、保険契約者等の保険契約等の内容、登録されたご家族に関する情報、本サービスの利用にかかる過程で知り得た情報を、以下の目的で利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、会社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、会社のインターネットホームページをご覧ください。

第 13 条（規程の変更、廃止）

1. 会社は、保険契約者等の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を通知もしくは公告し、または会社のインターネットホームページ等において告知します。
2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。